

## 平成28年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分） について

東京労働局（局長 勝田 智明）においては、平成28年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・認定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

- 脳・心臓疾患（過労死等）の請求件数は増加、認定件数は減少。
  - ・請求件数は152件であり、前年度に比べ38件（33.3%）増
  - ・認定件数は29件であり、前年度に比べ6件（17.1%）減

- 精神障害事案（過労自殺含む）の請求件数は増加、認定件数は減少。
  - ・請求件数は288件であり、前年度に比べ16件（5.8%）増
  - ・認定件数は89件であり、前年度に比べ4件（4.3%）減

（業種別・職種別・年齢別認定件数等は、別表のとおり。）

東京労働局においては、過労死・自殺等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。（別紙のとおり。）

### 担 当 部 署

東京労働局 労働基準部  
労災補償課長 戸山 順之  
主任労災補償監察官 筒井 直紀  
健康課長 松田健慈郎  
主任労働衛生専門官 関 憲生  
電話：03 - 3512 - 1617

【別表】

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
区分				
脳・心臓疾患	請求件数	107(11)	114(7)	152(16)
	決定件数	88(14)	100(6)	104(8)
	うち 支給決定件数	40(2)	35(1)	29(0)
	認定率	45.4%(14.2%)	35.0(16.7)	27.8(0)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ( )内は女性の数で内数である。

2 精神障害等の労災補償状況

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
区分				
精神障害	請求件数	253(93)	272(90)	288(105)
	決定件数	234(84)	229(73)	234(80)
	うち 支給決定件数	91(27)	93(20)	89(27)
	認定率	38.8(32.1)%	40.6(27.3)%	38.0(33.7)%
うち自殺	請求件数	36(2)	29(1)	25(4)
	決定件数	37(2)	35(2)	19(2)
	うち 支給決定件数	18(0)	17(1)	10(1)
	認定率	48.6(0)%	48.5(50)%	52.6(50)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ( )内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

### 3 平成 28 年度 業種別認定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
農業，林業，漁業，鉱業， 採石業，砂利採取業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0) [0(0)]	0(0) [0(0)]	0(0) [0(0)]
建設業	13(0)	11(0)	2(0)	20(3) [1(0)]	19(1) [3(0)]	10(1) [2(0)]
製造業	15(0)	9(0)	3(0)	33(8) [5(0)]	29(4) [5(0)]	14(3) [1(0)]
情報通信業	13(0)	12(0)	5(0)	37(13) [3(0)]	38(11) [2(0)]	16(6) [1(0)]
運輸業，郵便業	23(0)	15(0)	9(0)	28(3) [2(1)]	15(2) [1(1)]	6(1) [0(0)]
卸売業・小売業	22(2)	14(1)	2(0)	46(23) [1(0)]	36(17) [0(0)]	9(5) [0(0)]
金融業・保険業	2(1)	2(0)	0(0)	15(5) [1(0)]	9(6) [1(0)]	4(2) [1(0)]
宿泊業， 飲食サービス業	15(4)	9(1)	4(0)	18(4) [2(1)]	17(2) [2(0)]	8(2) [1(0)]
教育，学習支援業	2(1)	2(1)	0(0)	4(2) [0(0)]	7(4) [2(0)]	4(3) [1(0)]
医療，福祉	6(6)	5(5)	0(0)	26(19) [2(1)]	25(19) [0(0)]	2(2) [0(0)]
その他の事業 (上記以外の事業)	41(2)	25(0)	4(0)	61(25) [8(1)]	39(14) [3(1)]	16(2) [3(1)]
合 計	152(16)	104(8)	29(0)	288(105) [25(4)]	234( 80 ) [19(2)]	89(27) [10(1)]

注 1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

#### 4 職種別認定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
管理的職業従事者	19(0)	14(0)	2(0)	17(3) [2(0)]	16(5) [2(0)]	9(3) [1(0)]
専門的・技術的職業従事者	22(4)	16(2)	6(0)	72(29) [11(2)]	57(17) [6(1)]	21(3) [4(1)]
事務従事者	15(3)	13(1)	3(0)	88(45) [5(1)]	68(31) [3(1)]	19(9) [0(0)]
販売従事者	26(1)	18(1)	5(0)	43(17) [3(0)]	35(19) [3(0)]	14(8) [1(0)]
サービス職業従事者	16(5)	11(4)	4(0)	24(7) [3(1)]	21(6) [2(0)]	8(2) [1(0)]
生産工程従事者	4(0)	2(0)	0(0)	10(2) [0(0)]	11(1) [1(0)]	5(1) [1(0)]
輸送・機械運転従事者	24(0)	17(0)	9(0)	20(2) [0(0)]	11(1) [0(0)]	6(1) [0(0)]
建設・採掘従事者	12(0)	9(0)	0(0)	6(0) [0(0)]	7(0) [1(0)]	2(0) [1(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	6(3)	1(0)	0(0)	5(0) [0(0)]	4(0) [0(0)]	3(0) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	8(0)	3(0)	0(0)	3(0) [1(0)]	4(0) [1(0)]	2(0) [1(0)]
合 計	152(16)	104(8)	29(0)	288(105) [25(4)]	234(80) [19(2)]	89(27) [10(1)]

注 1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

5 年齢別認定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
29歳以下	1(0)	1(0)	0(0)	50(25) [7(2)]	48(21) [7(1)]	26(11) [5(1)]
30歳から39歳	16(2)	15(1)	8(0)	85(34) [6(1)]	56(19) [2(0)]	25(7) [0(0)]
40歳から49歳	55(4)	33(1)	14(0)	91(31) [6(0)]	79(19) [5(0)]	23(6) [3(0)]
50歳から59歳	48(8)	26(4)	5(0)	52(13) [5(1)]	39(17) [4(1)]	10(2) [1(0)]
60歳以上	32(2)	29(2)	2(0)	10(2) [1(0)]	12(4) [1(0)]	5(1) [1(0)]
合 計	152(16)	104(8)	29(0)	288(105) [25(4)]	234(80) [19(2)]	89(27) [10(1)]

## 東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

### 1 過重労働による健康障害防止対策の取組

ア 過重労働の原因となる長時間労働の抑制を重点として、時間外労働協定の適正化のための窓口指導、法令遵守徹底のための監督指導等を実施する。

イ 長時間労働を行わせた場合における面接指導実施の必要性等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康被害を発生させない職場づくりの促進を図る。

### 2 メンタルヘルス対策の取組

ア 「労働者の心の健康保持増進のための指針」等の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。

また、ストレスチェック制度の履行確保をメンタルヘルス対策の最重点課題として、同制度の導入を契機として、事業場におけるメンタルヘルス対策が加速的に進むよう、計画的に指導等に取り組む。

イ 事業場等からの相談に対し専門家によるアドバイスを行う「東京産業保健総合支援センター」の活用促進を図る。

ウ メンタルヘルスに関するポータルサイト「こころの耳」の利用促進を図る。

エ 「東京産業保健総合支援センター地域窓口」(通称「地域産業保健センター」)の利用促進を図る。

オ 10月26日(木)「ティアラこうとう」において、メンタルヘルス対策の推進を目指した「産業保健フォーラム IN TOKYO 2017」を開催する予定。

特に、厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成28年12月26日の「過労死等ゼロ」緊急対策に基づき、メンタルヘルス対策の取組強化として、

#### (1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。

#### (2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。

こととしています。